

八王子市公共基準点管理保全要綱 の施行に伴う運用基準の手引き

八王子市

目 次

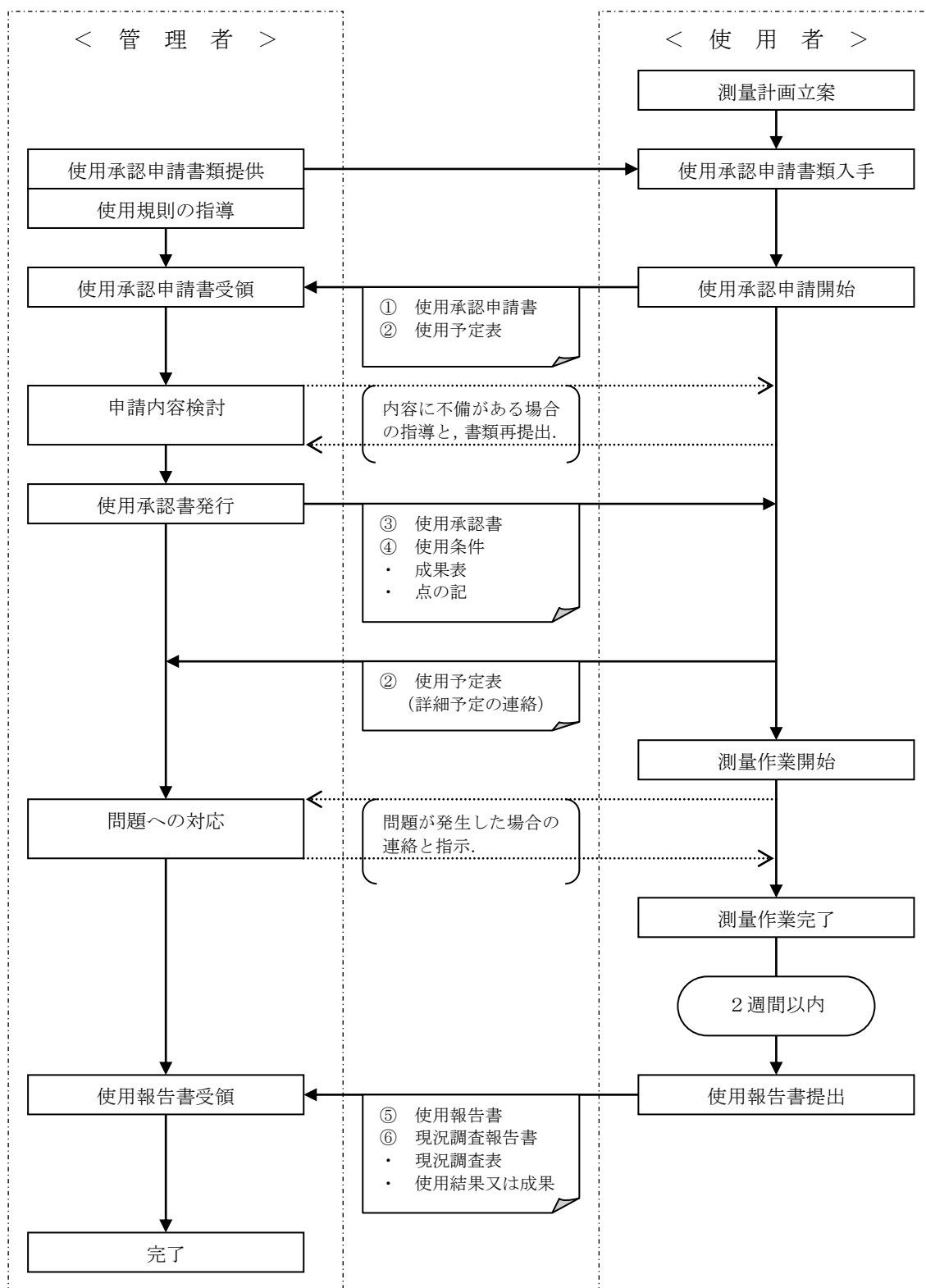
1	使用承認の手順	4
2	使用承認の手順（使用包括申請の場合）	5
3	工事施行届出の手順	6
4	工事施行届出の手順（公共基準点の一時撤去又は移転が必要な場合）	9
5	現況調査の手順	10
6	事務手続様式集	11
	第1号様式 公共基準点使用承認申請書（第3条関係）	12
	第2号様式 公共基準点の使用予定表（第3条関係）	13
	第3号様式 公共基準点使用包括承認申請書（第3条関係）	14
	第4号様式 公共基準点使用承認書（第3条関係）	15
	第4号様式（別紙）公共基準点使用条件	16
	第5号様式 公共基準点使用包括承認書（第3条関係）	18
	第6号様式 公共基準点使用報告書（第3条関係）	19
	第6号様式の作成注意事項	20
	第7号様式 公共基準点の現況調査報告書（第3条関係）	21
	第8号様式 公共基準点現況調査表（第3条関係）	22
	第7号様式・第8号様式の作成注意事項	23
	第9号様式 公共基準点付近での工事施工届出書（第5条関係）	24
	第10号様式 公共基準点付近での工事しゅん工報告書（第5条関係）	25
	第11号様式 公共基準点（復旧・復元）承認申請書（第5条関係）	26
	第12号様式 公共基準点（復旧・復元）承認書（第5条関係）	27
	第13号様式 公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第6条関係）	28
	第14号様式 公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第6条関係）	29
	第15号様式 公共基準点（一時撤去・移転）協議書（第6条関係）	30
	第16号様式 公共基準点（一時撤去・移転）回答書（第6条関係）	31
	第17号様式 公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第6条関係）	32
	第18号様式 公共基準点設置工事しゅん工報告書（第9条関係）	33
7	測量標使用台帳（使用申請の審査及び承認）	34
8	測量標一時撤去及び移転台帳	35

八王子市公共基準点管理保全要綱の施行に伴う運用基準の手引き

本書は八王子市公共基準点管理保全要綱及び運用基準に基づく事務手続手順と書類様式の記載例をまとめたものである。

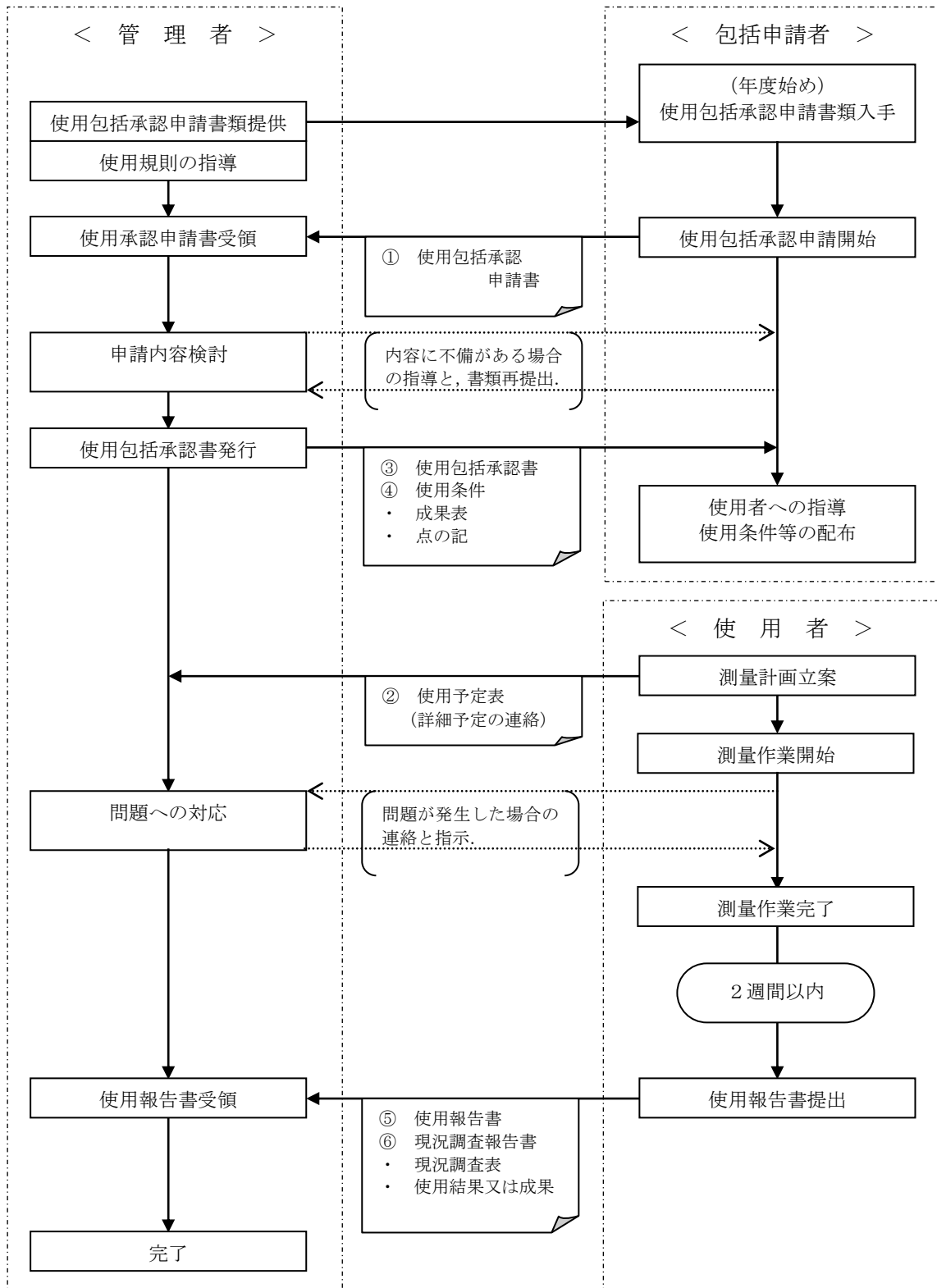
1 使用承認の手順

八王子市基準点を使用するときは、下記に示す手順に従って手続きを行わなければならない。
ただし、公共基準点使用包括申請の場合は次節に示す手順に従う。



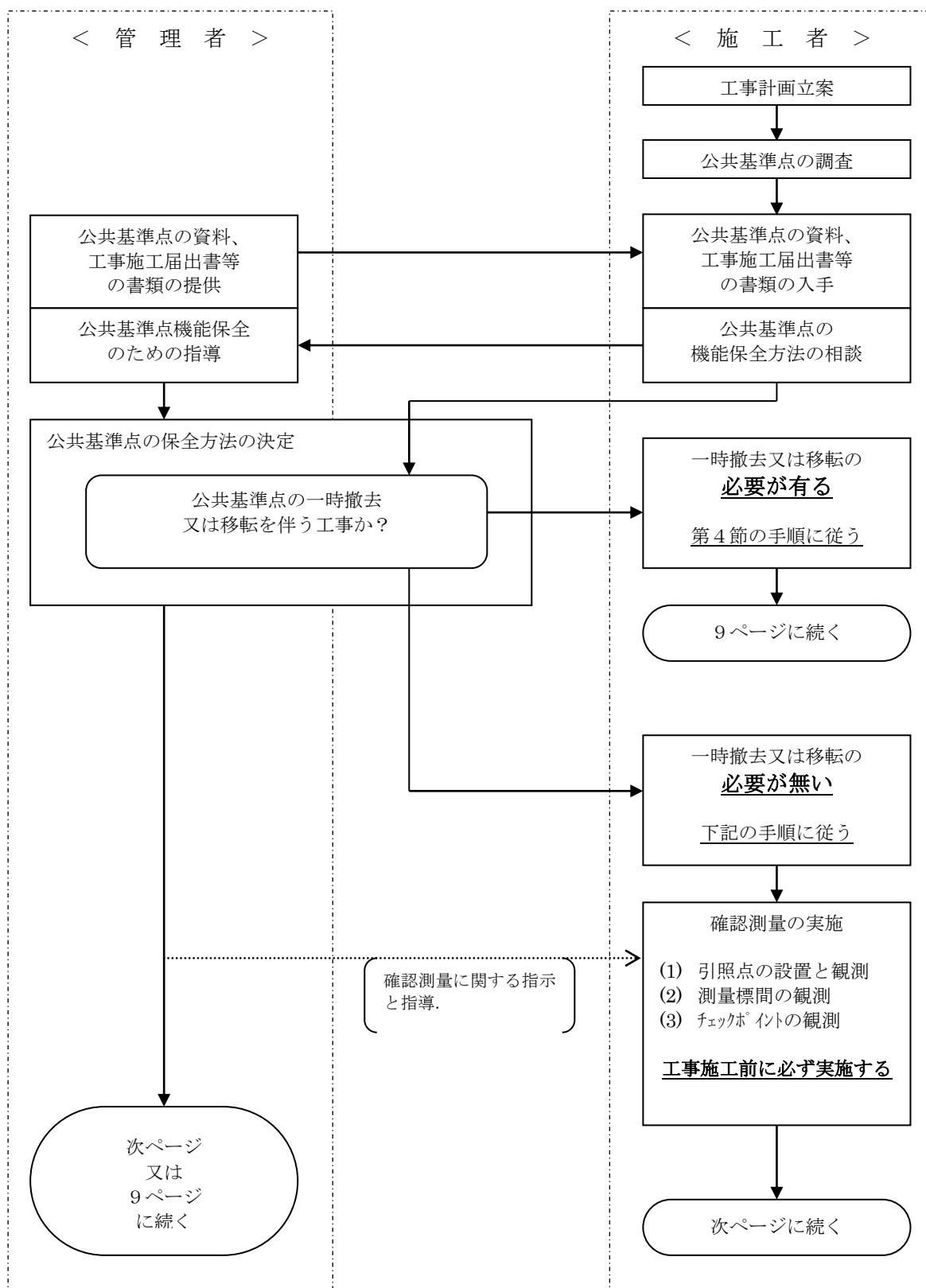
2 使用承認の手順（使用包括申請の場合）

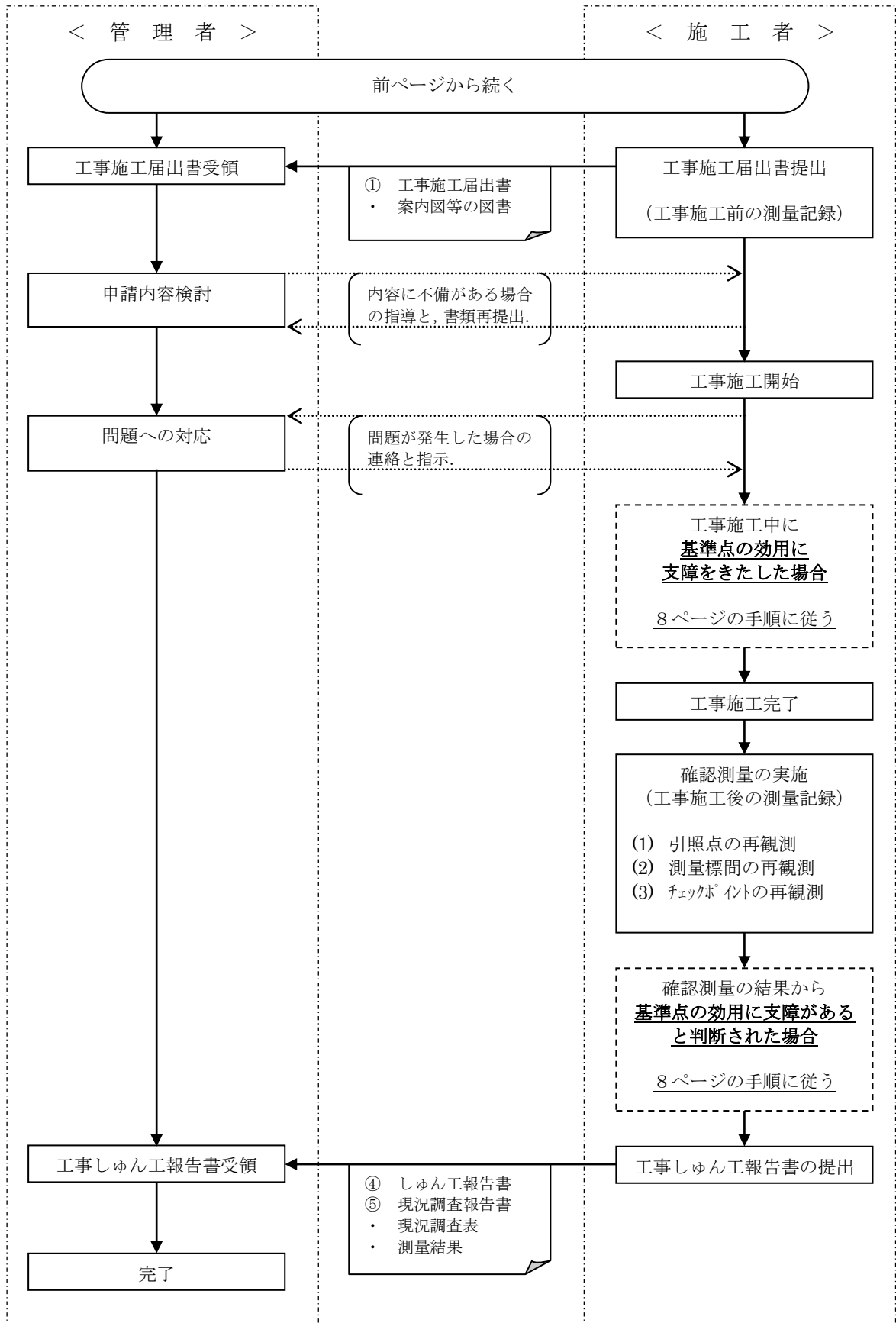
八王子市基準点の使用において、使用包括申請をおこなう場合は、下記に示す手順に従って手続きを行わなければならない。

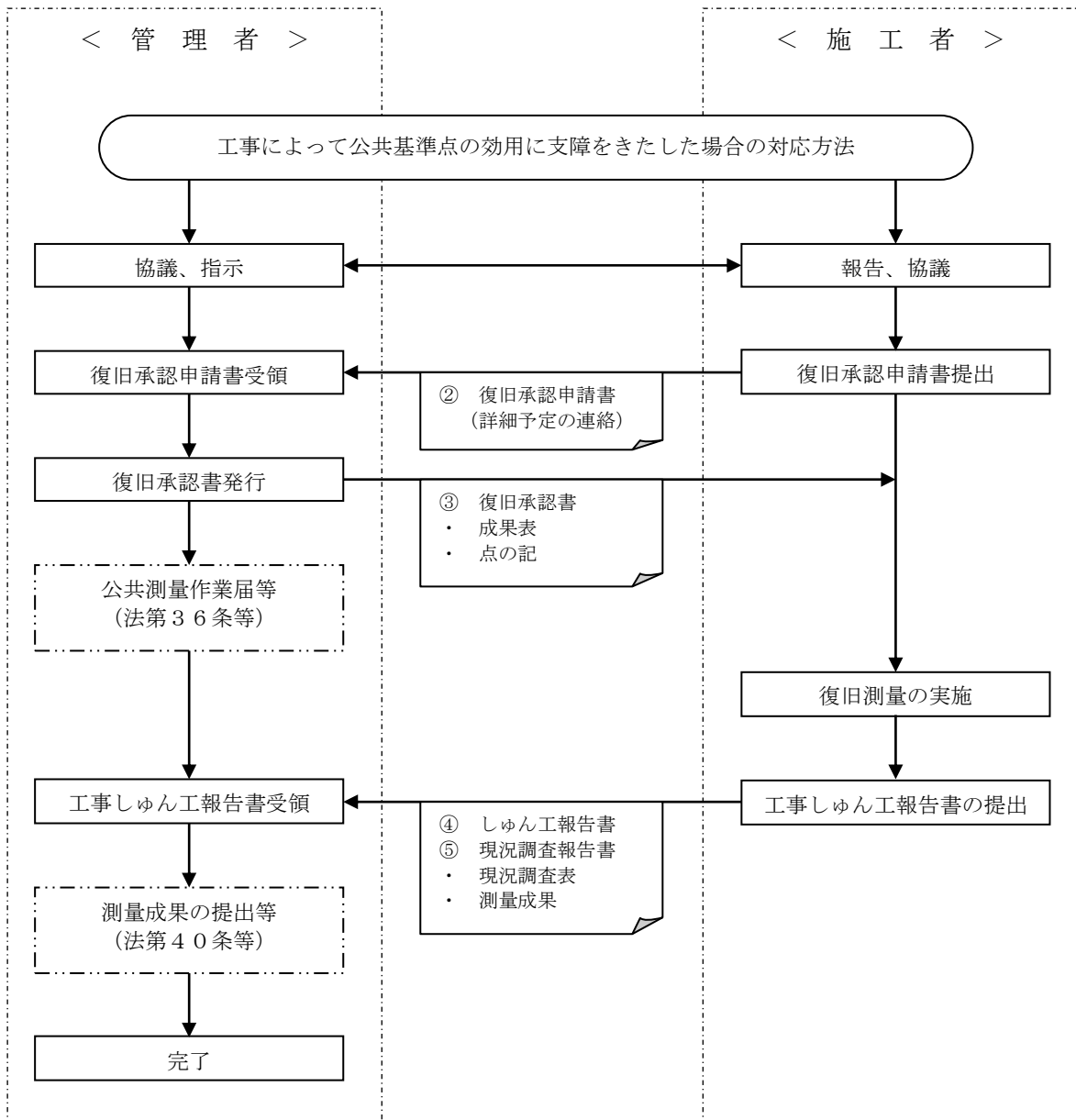


3 工事施行届出の手順

八王子市基準点の付近で工事等をおこなうときは、下記に示す手順に従って手続きを行わなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去及び移転を伴う場合は次節に示す手順に従う。

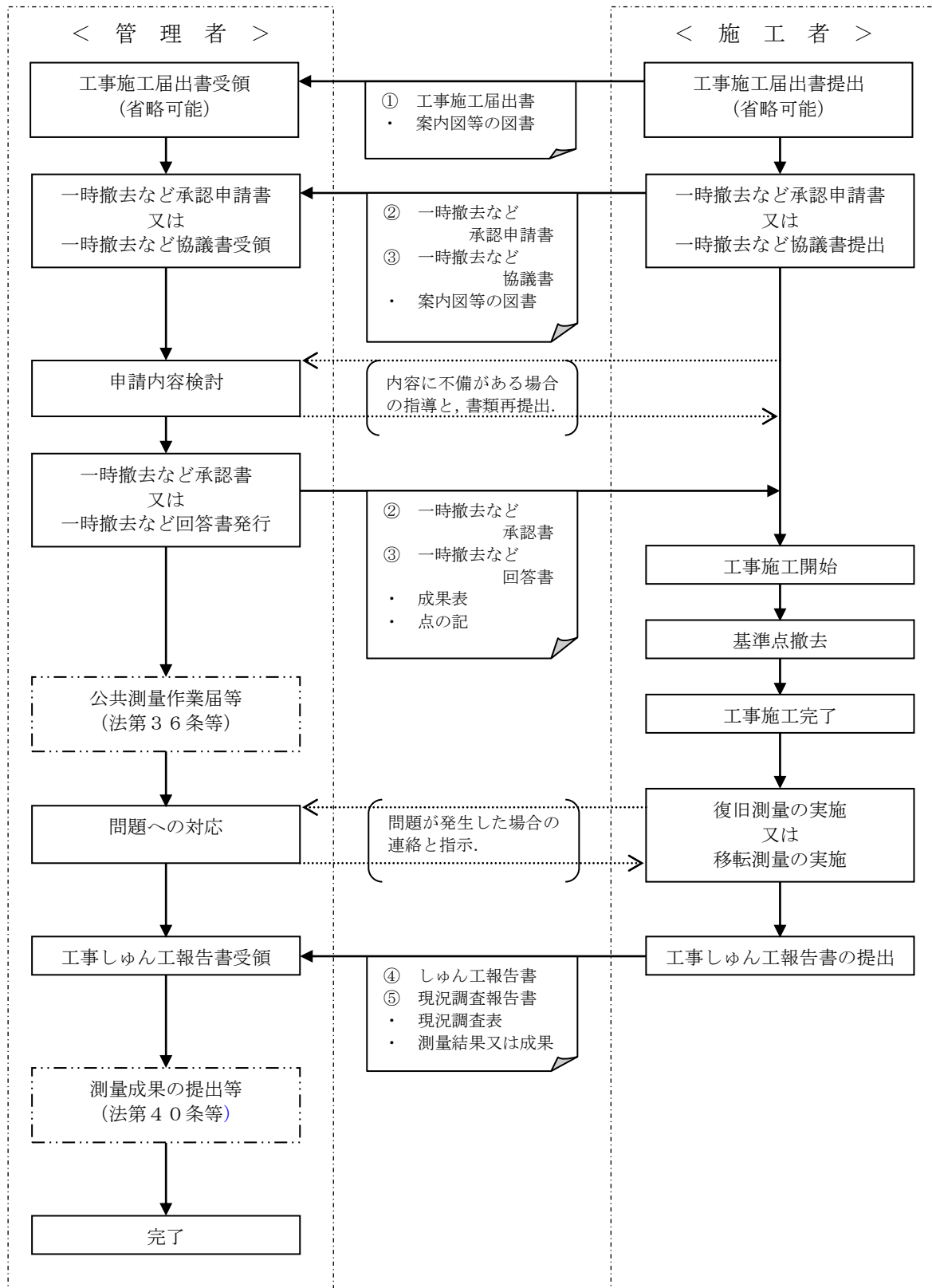






4 工事施行届出の手順（公共基準点の一時撤去又は移転が必要な場合）

八王子市基準点の付近でおこなう工事において、公共基準点を一時撤去又は移転しなければならないときは、下記に示す手順に従って手続きを行わなければならない。

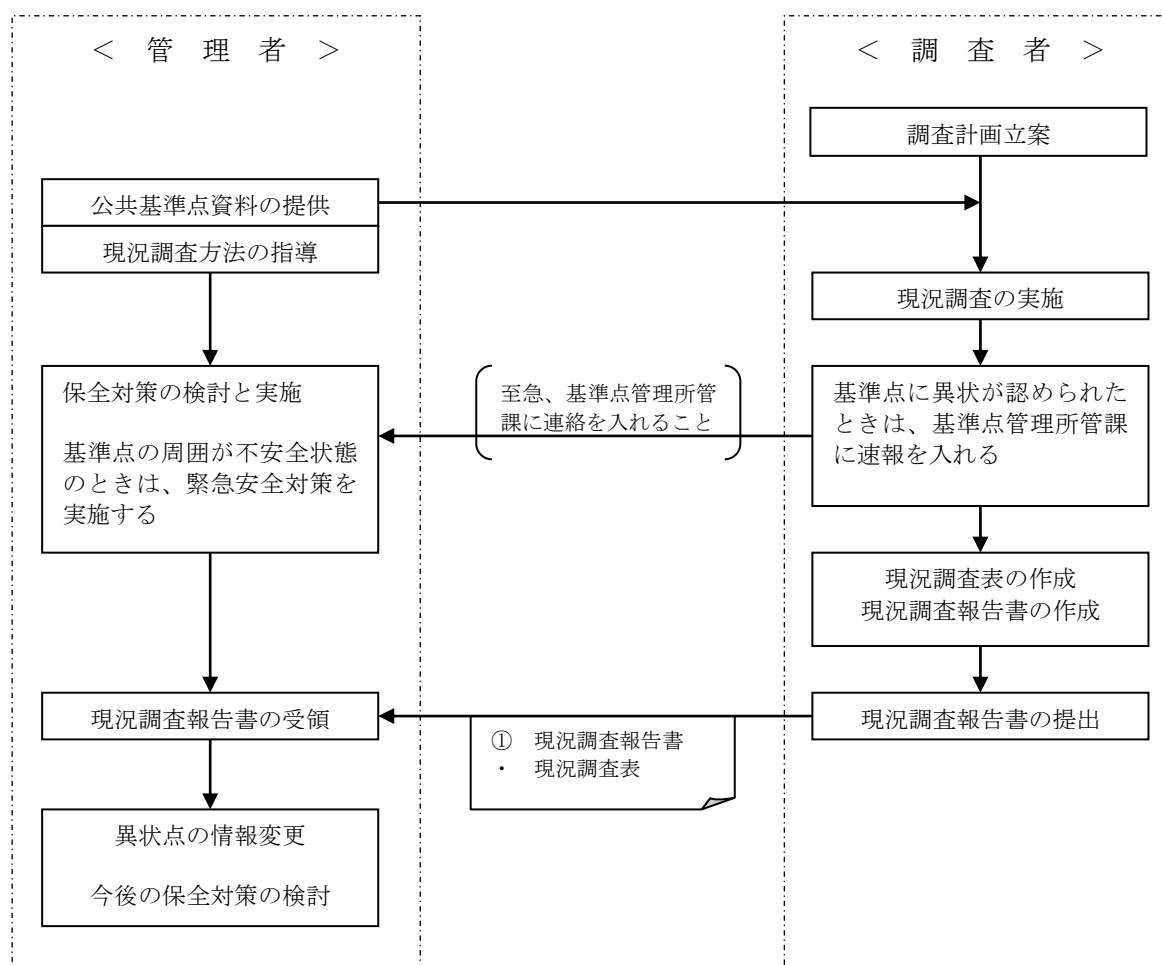


5 現況調査の手順

八王子市公共基準点の現況調査作業が義務付けられる要件は下記の5要件である。

現況調査作業が義務付けられる要件	説明
(1) 公共基準点を使用するとき	使用した点及び異状のために使用を断念した点。 (使用するために調査を実施した全ての点)
(2) 確認測量を実施するとき	確認測量の対象となる点及び確認測量の既知点 や引照点などに使用した点。
(3) 復旧測量を実施するとき	復旧測量の対象となる点及び復旧測量の既知点 として使用した点。
(4) 移転測量を実施するとき	移転測量の対象となる点及び移転測量の既知点 として使用した点。
(5) 基準点管理所管課長が 指示したとき	基準点管理所管課長が指示する点

上記の要件が満たされる場合、基準点使用者や工事施工者等は八王子市基準点の現況調査を下記に示す手順に従って実施しなければならない。



6 事務手続様式集

次ページから事務手続に必要な書類様式の記載例を示す。

公共基準点使用承認申請書

令和 3年 4月 1日

八王子市長 殿

申請者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

八王子市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により、八王子市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的	用地測量	
使用期間	令和 3年 5月 1日から令和 3年 5月 20日まで (20日間)	
測量地域	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇地先	
使用する公共基準点	八王子市1級基準点〇〇〇〇、〇〇〇〇 (計 2点)	
測量方法	GPS測量	
測量計画機関	名称	八王子市〇〇〇〇部〇〇課
	代表者氏名	〇〇課長 〇〇〇〇 (担当 〇〇〇〇)
	所在地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
測量作業機関	名称	株式会社〇〇〇〇
	代表者氏名	支店長 〇〇〇〇 (担当 〇〇〇〇)
	所在地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
備考		

※測量士等資格を証明する書類を添付すること。

公共基準点（測量標）の使用予定表

令和 3年 4月 1日

八王子市長 殿

八王子市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により、八王子市公共基準点の使用予定を下記のとおり連絡します。

測量計画機関	名 称	八王子市〇〇〇〇部〇〇課	
	代表者氏名	〇〇課長 〇〇〇〇 (担当 〇〇〇〇)	
	連 絡 先	電 話：042-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：042-〇〇〇-〇〇〇〇	
測量作業機関	名 称	株式会社〇〇〇〇	
	代表者氏名	支店長 〇〇〇〇 (担当 〇〇〇〇)	
	連 絡 先	電 話：042-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：042-〇〇〇-〇〇〇〇	
使 用 期 間	令和 3年 5月 1日から令和 3年 5月20日まで		
使用公共基準点種別	点	数	備 考
1級基準点	〇〇 点		
街区多角点	〇〇 点		
使用公共基準点名又は番号	使 用 予 定 日		備 考
1級基準点 〇〇〇〇	〇〇月〇〇日		〇〇小学校
1級基準点 〇〇〇〇	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日		〇〇高等学校
街区多角点 〇〇〇〇	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日		市道
備 考	上記予定は概略予定である。 修正履歴：2回目 ※土地家屋調査士は住所と所属・登録番号を記入すること。		

公共基準点使用包括承認申請書

令和 3年 4月 1日

八王子市長 殿

申請者 住所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 東京都土地家屋調査士会
 会長 〇〇〇〇
 電話 03-〇〇〇-〇〇〇〇

八王子市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により、八王子市公共基準点の使用について、下記のとおり包括申請します。

使用目的	地籍測量図作成のための測量	
使用期間	令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで（1年間）	
測量地域	八王子市全域	
使用する公共基準点	八王子市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点（使用時点で公共基準点として取扱われている点）	
測量方法	GPSとトータルステーションを用いた測量	
申請者	名称	東京都土地家屋調査士会
	代表者	会長 〇〇〇〇
	所在地	東京都〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇
	電話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
測量作業担当者	東京都土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使用報告書(第6号様式)への記載をもって本欄の記載に代えることとします。	
備考	承認された場合、公共基準点を使用した担当者は公共基準点使用報告書(第6・7・8号様式)を用いて速やかに関係公共基準点の状況を報告します。	

公共基準点使用承認書

株式会社〇〇〇〇
支店長 〇〇〇〇 様

八王子市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的	用地測量	
使用期間	令和 3年 5月 1日から令和 3年 5月 20日まで (20日間)	
測量地域	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇地先	
使用する公共基準点	八王子市1級基準点〇〇〇〇、〇〇〇〇 (計 2点)	
測量方法	GPS測量	
測量作業機関	名称	株式会社〇〇〇〇
	代表者氏名	支店長 〇〇〇〇
	所在地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
承認条件		
<p>1. 別紙八王子市公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2. 使用終了後は、報告書を提出すること。</p>		
承認番号 第〇〇〇〇号		
令和 3年 4月 10日		
八王子市長 (印)		
担当者連絡先	八王子市〇〇部〇〇課 担当者 〇〇〇〇 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇	

八王子市公共基準点使用条件

基準点を使用するにあたり、使用者は下記条件を遵守すること。

1. 基準点の使用について

- (1) 基準点の現況情報は最新の現況調査に基づく情報である。しかし、現在は保全処置中或いは亡失等している可能性もあるため、基準点を使用する前には、公共基準点間の結合を行い、八王子市公共測量作業規程に定めた精度を確認した上で使用すること。
- (2) 使用承認書に記載されている使用目的、使用期間および測量地域等の承認範囲外で測量標及び測量成果を使用してはならない。
- (3) 測量標及びその周辺に異常を認めた場合は速やかに所管課へ連絡すること。

2. 施設への立入り等について

- (1) 基準点が設置されている土地・施設の所有者又は管理者に立入りの連絡を行い、承諾を得ること。
- (2) 基準点が設置されている土地・施設の所有者又は管理者には、当該業務の計画機関名、作業機関名、作業目的及び連絡先等を説明して協力を求めること。
- (3) 市立小中学校への立入りは、最初に教育委員会へ連絡を取り、その指示に従うこと。学校へは直接連絡をしないこと。
- (4) 高等学校への立入りは、学校の事務室(施設担当)に直接連絡して承諾を得ると共に、その指示に従うこと。
- (5) 土地・施設内への立入りは、午前9時から午後5時(退出時間)を原則とする。但し、施設の管理者から指定された場合は、それに従うこと。
- (6) 使用者は立入り前に第2号様式の使用予定表に詳細を記載して、提出すること。

3. 使用時の遵守事項について

- (1) 基準点使用時は、八王子市発行の使用承認書（包括の場合、土地家屋調査士会員証）を常時携帯し、提示を求められた時は、これを提示すること。
- (2) 基準点使用時は、業務目的を明示した腕章をすること。
- (3) 基準点ボックス（マンホール）の開閉は、専用の開栓器を使用すること。また、蓋を閉める際は、蓋受けの土等を清掃し、必ず蓋が浮いていないことを確認すること。なお、一時的に基準点を離れる場合も、その都度蓋を閉じ、蓋が浮いていないことを確認すること。
- (4) 学校の授業や公園利用者の支障にならないよう配慮すること。
- (5) 学校及び公園内では、みだりに子供に話しかけないこと。
- (6) 基準点周辺の施設、設備、樹木等及び測量標自体を損傷しないように注意すること。万が一、損害を与えた場合は、速やかに施設管理者又は所有者、測量計画機関及び八王子市に報告すること。使用者又は原因者の負担によって原状復旧を行うこと。
- (7) 施設の屋上で三脚を使用する場合は、屋上面防護のため、三脚先端に厚板等を敷くこと。
- (8) 屋上の場合、高所のため転落及び物を落下させないように、安全対策を行うこと。
- (9) 施設に測旗等の目印を取り付ける場合は、施設管理者の承諾を得ること。また、終了後は速やかに撤去すること。

4. 使用後の報告について

- (1) 基準点の使用後（使用承認書に記載されている使用期間最終日の翌日）から2週間以内（土曜日、日曜日、祝日を含む）に公共基準点使用報告書（第6号様式）及び公共基準点現況調査報告書（第7号様式）を提出すること。
- (2) 公共基準点使用報告書には精度管理表、成果表、網図の写しを添付すること。
- (3) 公共基準点現況調査報告書には使用した測量標ごとに公共基準点現況調査表（第8号様式）を添付すること。

5. その他

- (1) 八王子市の「測量標」及び測量成果（基準点）を使用して作成した成果品には次の語句を明示すること。『この〇〇〇〇は八王子市の承認を得て、同市所管の「測量標」及び「測量成果」（基準点）を使用して調整したものである。（承認番号第〇〇〇〇号）』
- (2) 測量標の使用に関し、疑義等が生じた場合は、所管課と協議してから使用すること。
- (3) 報告書の提出を怠った者や、無断で測量標を使用したものは次回より使用承認申請を受理しないことがあるので、注意すること。

公共基準点使用包括承認書

東京都土地家屋調査士会

会長 ○○○○ 様

八王子市公共基準点の使用について下記のとおり包括承認します。

使用目的	地籍測量図作成のための測量
使用期間	令和 3年 4月10日から令和 3年 3月31日まで（1年間）
測量地域	八王子市全域
使用する公共基準点	八王子市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点（使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）
測量方法	GPSとトータルステーションを用いた測量
測量作業担当者	・東京都土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点包括承認に係る使用報告書（第6号様式）への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 公共基準点を使用したときは、公共基準点包括承認に係る使用報告書(様式第6・7・8号)を用いて速やかに関係公共基準点の状況を報告すること。	
承認番号 第○○○○号 令和 3年 4月10日 <div style="text-align: right;">八王子市長 （印）</div>	
担当者連絡先	八王子市○○部○○課 担当者 ○○○○ 電話 042-○○○-○○○○

公共基準点使用報告書

令和 3年 5月 31日

八王子市長 殿

報告者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇
 資格・登録番号
 測量士 H〇〇-〇〇〇〇
 担当者 〇〇〇〇

八王子市公共基準点の使用結果を、下記のとおり報告します。

使用目的	用地測量		
使用期間	令和 3年 5月 1日から令和 3年 5月 20日まで (20日間)		
測量地域	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇地先		
使用する公共基準点	八王子市1級基準点〇〇〇〇、〇〇〇〇 (計 2点)		
使用承認番号	承認番号第〇〇〇〇号		
測量作業機関	名称	株式会社〇〇〇〇	
	代表者氏名	支店長 〇〇〇〇	
	所在地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇	
	電話	042-〇〇〇-〇〇〇〇	
使用結果 (精度)	No. ~ No.	相対精度 1 :	
	No. ~ No.	相対精度 1 :	
特記事項	ここに、亡失点、異常点等の状況を記載する。または、「別紙一覽表のとおり」と記載し、別紙にとりまとめてもよい。		

※添付資料として精度管理表、成果表、網図の写しを提出すること。

公共基準点使用報告書の作成注意事項

1. 使用報告書の提出期限(使用后2週間以内)を遵守すること。
2. 使用報告書の特記事項欄に使用した基準点及び異状等の理由により使用を断念した基準点の状態を記載すること。なお、基準点が多数ある場合は使用報告書の特記事項欄に「別紙一覧表のとおり」と記載し、別紙に基準点の状態を添付すること。
3. 基準点の現況に異常又は変更がある場合は、基準点現況調査報告書及び基準点現況調査表にとりまとめて提出すること。
4. 基準点の状態に記載する区分は表1及び表2による。

表1

区 分	適 用
正 常	測量標に問題が無く、正常に機能していると判断されるもの。
亡 失	測量標が完全に無くなっていると確認されたもの。
不 明	測量標が亡失していることが確認できないもの。
破 損	測量標自体が破損しているため、使用することが不可能なもの。
使用不能	測量標自体は正常であるが、何らかの理由で使用することが不可能なもの。

表2

区 分	適 用
要 再 設	測量標自体は正常であるが、現状のままでは将来にわたる保存と管理が困難であると判断され、現状の位置に再度設置するもの。測量標の埋没や露出等がこれに相当する。
要 移 転	測量標自体は正常であるが、現状のままでは将来にわたる保存と管理が困難であると判断され、現状の位置から別の位置に移動させる必要があるもの。
要 補 修	測量標自体は正常であるが、軽微な破損や基準点ボックスに破損があるため、補修を必要とするもの。
情報変更	基準点の持つ情報に誤りがある場合、又は情報に変更が生じた場合。
そ の 他	上記以外の区分において基準点管理に必要な情報がある場合。

公共基準点の現況調査報告書

令和 3年 5月 31日

八王子市長 殿

公共基準点管理保全要綱第3条第2項及び第4号の規定により、使用した八王子市基準点の現況調査結果を報告します。

計画機関	名 称	八王子市〇〇〇〇部〇〇課
	代表者氏名	〇〇課長 〇〇〇〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
作業機関	名 称	株式会社〇〇〇
	代表者氏名	支店長 〇〇〇〇 (担当 〇〇〇〇)
	連 絡 先	042-〇〇〇-〇〇〇〇
使用期間	令和 3年 4月 1日から令和 3年 5月 31日まで	
異状及び情報変更 基準点の集計表	<p>1級基準点 合計10点</p> <p> 正常 8点</p> <p> 要移転 2点</p> <p> 要補修 1点</p> <p> 亡失 2点</p> <p>街区三角点 合計20点</p> <p> 正常 18点</p> <p> 亡失 1点</p> <p> 破損 1点</p>	
使用承認番号	承認番号第〇〇〇〇号	
備 考	詳細は別紙の基準点現況調査表に示す。	

第8号様式（第3条関係）

公共基準点現況調査表		
基準点名及び番号	1級基準点 ○○○○	
調査年月日	令和 3年 8月 1日	
調査機関	株式会社○○○	
調査者氏名・連絡先	調査者：○○○○ 連絡先：042-○○○-○○○○	
基準点所在地	変更なし	
所有者又は管理者	管理者：○○○○	
現況	区分	詳細状況
○	正常	
	亡失	道路工事のため亡失したと思われる。 屋上防水工事のため亡失したと思われる。
	不明	点の記等の情報からは、基準点の設置位置を特定できなかった。
	破損	測量標の十字線が消失している。 測量標が消失している。
	使用不能	測量標上方に配管が設置されたため。 三脚を設置して測量すること不可能である。
	要再設	令和○○年○○月から道路工事のため一時撤去予定。
	要移転	令和○○年○○月から道路拡幅工事が予定されているため。 施設管理者が撤去を要望している。
○	要補修	マンホール破損につき交換必要。
○	情報変更	基準点が設置されている施設の名称と管理部署が変更。
○	その他	点の記の要図と現況が完全に異なっている。 点の記の要図と現況に多少の差異がある。
状況写真（近景）		状況写真（遠景）

（近景は基準点の状況がわかる写真）

（遠景は基準点の位置がわかる写真）

公共基準点現況調査報告書の作成注意事項

1. 使用した基準点の状態等を表1、表2の区分に従って集計し、現況調査報告書の集計表欄に記載すること。なお、現況調査報告書に「別紙一覧表のとおり」と記載し、別紙として基準点の状態等を添付しても良い。

表1

区 分	適 用
正 常	測量標に問題が無く、正常に機能していると判断されるもの。
亡 失	測量標が完全に無くなっていると確認されたもの。
不 明	測量標が亡失していることが確認できないもの。
破 損	測量標自体が破損しているため、使用することが不可能なもの。
使用不能	測量標自体は正常であるが、何らかの理由で使用することが不可能なもの。

表2

区 分	適 用
要再設	測量標自体は正常であるが、現状のままでは将来にわたる保存と管理が困難であると判断され、現状の位置に再度設置するもの。測量標の埋没や露出等がこれに相当する。
要移転	測量標自体は正常であるが、現状のままでは将来にわたる保存と管理が困難であると判断され、現状の位置から別の位置に移動させる必要があるもの。
要補修	測量標自体は正常であるが、軽微な破損や基準点ボックスに破損があるため、補修を必要とするもの。
情報変更	基準点の持つ情報に誤りがある場合、又は情報に変更が生じた場合。
その他	上記以外の区分において基準点管理に必要な情報がある場合。

2. 現況調査表の現況欄には該当する箇所全てに○印を記載すること。区分は表1、表2に従うこと。詳細状況欄には必要な情報を簡潔かつ分かり易く記載すること。
3. 基準点の現況写真（近景、遠景）を撮影して、現況調査表の状況写真欄に掲載すること。
4. 現況調査表の電子データを下記の形式で提出することができる。
- ① 1点につき1ファイルとする。
 - ② ファイル名は基準点名称とする。
 - ③ PDFファイルとする。

公共基準点付近での工事施工届出書

令和 3年10月10日

八王子市長 殿

届出者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

八王子市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇設置工事	
工 事 場 所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
工 事 期 間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで (10日間)	
工 事 概 要	基準点近傍の掘削工事	
公共基準点番号	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇	
占 用 企 業 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	代表者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
工 事 請 負 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	担当者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 図 面	1 案内図 2 断面図 3 平面図 4 測量資料（確認測量） 5 引照点図 6 写真 7 その他	

※測量士等資格を証明する書類を添付すること。

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

令和 3年11月 1日

八王子市長 殿

報告者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

令和 3年10月10日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、
 次のとおり届け出します。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇設置工事	
工 事 場 所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
工 事 期 間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで (10日間)	
公共基準点番号	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇	
公 共 基 準 点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態：異常なし	
	(2) 構造物のき損状態：異常なし	
	(3) その他：なし	
工 事 請 負 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	担当者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 図 面	1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

※測量士等資格を証明する書類を添付すること。

公共基準点（復旧・~~復元~~）承認申請書

令和 3年10月 1日

八王子市長 殿

申請者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

工事により異状をきたした八王子市公共基準点の（復旧・~~復元~~）について、八王子市公共基準点保全要綱第5条第3項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧・ 復元 理由	〇〇〇〇〇〇設置工事において測量標をき損させたため	
復旧・ 復元 内容	再設法による移転	
復旧・ 復元 場所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
復旧・ 復元 する公共基準点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇	
復旧・ 復元 期間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで (10日間)	
復旧・ 復元 工事申請負者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	代表者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
備 考		

公共基準点（復旧・~~復元~~）承認書

株式会社〇〇〇〇 殿

令和 3年10月 1日に申請のありました八王子市公共基準点の（復旧・~~復元~~）について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧・ 復元 内容	再設法による移転
復旧・ 復元 場所	八王子市〇〇町〇〇番地先
復旧・ 復元 する公共基準点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇
復旧・ 復元 完了期限	令和 3年10月30日とする。

承認条件

1. 測量標設置は、別紙の構造とします。
2. 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（第18号様式）を提出し、公共基準点管理所管課の検査を受けてください。
3. 検査に合格したときには、速やかに八王子市へ公共基準点を引き渡すこととします。
4. 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て公共基準点管理所管課と協議してください。

承認番号 第〇〇〇〇号

令和 3年10月10日

八王子市長 （印）

担当者連絡先	八王子市〇〇部〇〇課 担当者 〇〇〇〇 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇
--------	--

公共基準点（一時撤去・~~移転~~）承認申請書

令和 3年10月 1日

八王子市長 殿

申請者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

工事により支障となる八王子市公共基準点の（一時撤去・~~移転~~）について、八王子市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・ 移転 理由	基準点周囲のアスファルトを補修するため	
工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇工事	
工 事 場 所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
一時撤去・ 移転 する 公 共 基 準 点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇	
移 転 する 場 合 の 移 転 候 補 地	（一時撤去のため移転先なし）	
工 事 期 間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで （10日間）	
一時撤去・ 移転 期間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで （10日間）	
工 事 請 負 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	担当者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 図 面	1 案内図 2 平面図 3 写真 4 再設置位置図 5 その他	
備 考	現況状況等を記載する。	

公共基準点（一時撤去・~~移転~~）承認書

株式会社〇〇〇〇 殿

令和 3年10月 1日に申請のありました八王子市公共基準点（一時撤去・~~移転~~）について、次のとおり承認します。

承認事項

移 転 先	(一時撤去のため移転先なし)
一時撤去・ 移転 する公共基準点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇
完 了 期 限	令和 3年10月30日とする。

承認条件

1. 再設置位置については、道路管理所管課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡して下さい。
2. 測量標設置は、別紙の構造とします。
3. 測量標設置工事完了後は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(第18号様式)を提出し公共基準点管理所管課の検査を受けてください。
4. 検査に合格したときは、速やかに八王子市へ引き渡すこととします。
5. 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに公共基準点管理課に連絡をしてください。

承認番号 第〇〇〇〇号

令和 3年10月10日

八王子市長 (印)

担当者連絡先	八王子市〇〇部〇〇課 担当者 〇〇〇〇 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇
--------	--

公共基準点（~~一時撤去~~・移転）協議書

令和 3年10月 1日

八王子市長 殿

協議者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

工事により支障となる八王子市公共基準点の（~~一時撤去~~・移転）について、八王子市公共基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により、次のとおり協議願います。

一時撤去 ・移転理由	基準点周囲のアスファルトを補修するため	
工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇工事	
工 事 場 所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
一時撤去 ・移転する公共基準点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇	
移転する場合の移転候補地	八王子市〇〇町〇〇番地先	
工 事 期 間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで (10日間)	
一時撤去 ・移転期間	令和 3年10月21日から令和 3年10月30日まで (10日間)	
工 事 請 負 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	担当者氏名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 図 面	1 案内図 2 平面図 3 写真 4 再設置位置図 5 その他	
備 考	現況状況等を記載する。	

公共基準点（~~一時撤去~~・移転）回答書

株式会社〇〇〇〇 殿

令和 3年10月 1日に申請のありました八王子市公共基準点（~~一時撤去~~・移転）について、次のとおり回答します。

承認事項

移 転 先	八王子市〇〇町〇〇番地先
一時撤去 ・移転する公共基準点	街区多角点 〇〇〇〇〇〇〇
完 了 期 限	令和 3年10月30日とする。

承認条件

1. 再設置位置については、道路管理所管課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡をして下さい。
2. 測量標設置は、別紙の構造とします。
3. 測量標設置工事完了後は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(第18号様式)を提出し公共基準点管理所管課の検査を受けてください。
4. 検査に合格したときは、速やかに八王子市へ引き渡すこととします。
5. 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに公共基準点管理課に連絡をしてください。

承認番号 第〇〇〇〇号

令和 3年10月10日

八王子市長 (印)

担当者連絡先	八王子市〇〇部〇〇課 担当者 〇〇〇〇 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇
--------	--

公共基準点（~~一時撤去~~・移転）請求書

令和 3年10月 1日

八王子市長 殿

請求者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇

公共基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により八王子市公共基準点の（~~一時撤去~~・移転）を、次のとおり請求します。

<p>一時撤去・移転理由</p>	<p>屋上防水工事をおこなうため。 今後社屋への部外者立入制限を実施するため。</p>
<p>請 求 場 所</p>	<p>八王子市〇〇町〇〇番地先</p>
<p>一時撤去・移転 する公共基準点</p>	<p>1級基準点 〇〇〇〇</p>
<p>請 求 期 限</p>	<p>令和 3年10月30日まで。</p>
<p>備 考</p>	

公共基準点設置工事しゅん工報告書

令和 3年10月 1日

八王子市長 殿

報告者 住所 東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
 支店長 〇〇〇〇
 電話 042-〇〇〇-〇〇〇〇
 資格・登録番号
 測量士 H〇〇-〇〇〇〇

令和 3年 9月 1日に承認番号第〇〇〇〇号で承認を受けた八王子市公共基準点公共基準点（~~一時撤去~~・移転）について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇工事	
工 事 場 所	八王子市〇〇町〇〇番地先	
設 置 工 事 しゅん工日	令和 3年 9月30日。	
設 置 公 共 基準点番号	1級基準点 〇〇〇〇	
工 事 請 負 者	名 称	株式会社〇〇〇〇
	担 当 者 氏 名	〇〇〇〇
	所 在 地	東京都八王子市〇〇町〇-〇〇-〇
	電 話	042-〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 図 面	1 測量成果 （測量成果表、点の記、網図、平均図、観測図、精度管理表、 検定証明書、基準点現況調査報告書、測量標設置位置通知書） 2 しゅん工写真 3 その他	

※測量士等資格を証明する書類を添付すること。

7 測量標使用台帳（使用申請の審査及び承認）

測量標使用台帳（使用申請の審査及び承認）

受付番号	受付日	作業期間	申請者（氏名・電話）	承認番号	承認日	報告提出の有無	使用する測量標
〇〇〇〇	令和3年 10月10日	自 令和3年10月12日 至 令和3年10月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月10日	有	街区多角点〇〇〇〇〇〇他 (計3点)
〇〇〇〇	令和3年 10月11日	自 令和3年10月15日 至 令和4年 1月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月11日	(作業中)	1級基準点〇〇〇〇〇他 (計30点)
〇〇〇〇	令和3年 10月12日	自 令和3年10月15日 至 令和3年10月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月12日	無	街区多角点〇〇〇〇〇〇 街区多角点〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	令和3年 10月13日	自 令和3年10月17日 至 令和3年11月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月13日	有	街区多角点〇〇〇〇〇〇他 (計10点)

8 測量標一時撤去及び移転台帳

測量標一時撤去及び移転台帳

受付番号	受付日	作業期間	申請者（氏名・電話）	承認番号	承認日	報告提出の有無	使用する測量標
〇〇〇〇	令和3年 10月10日	自 令和3年10月12日 至 令和3年10月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月10日	有	街区多角点〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	令和3年 10月11日	自 令和3年10月15日 至 令和4年 1月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月11日	(作業中)	1級基準点〇〇〇〇
〇〇〇〇	令和3年 10月12日	自 令和3年10月15日 至 令和3年10月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月12日	無	街区多角点〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇	令和3年 10月13日	自 令和3年10月17日 至 令和3年11月15日	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和3年 10月13日	有	街区多角点〇〇〇〇〇〇他 (計3点)